

令和6年度第6回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和6年9月2日(月)午後2時00分から
2. 開催場所 男鹿市役所5階大会議室
3. 出席委員数 (14名)
出席者(会長) 吉田陽一
(代理) 戸部秀悦
(委員)
1番 佐藤洋介 2番 加藤和洋 3番 伊藤淑榮
4番 5番 高橋郁雄 6番 清水司
7番 8番 9番 鈴木孫城
10番 11番 12番 佐藤正樹
13番 目黒千衣子 14番 山本義則 15番 伊藤賢一
16番 鈴木豊則 17番 鈴木誠孝
4. 欠席委員 (5名)
4番 鈴木和俊委員、7番 三浦栄子委員、8番 原田智也委員、10番 武田一雄委員、11番 三浦富美男委員
5. 農業委員会業務報告(8月分)
6. 報告事項
報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について
7. 議事案件
議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第16号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて
議案第17号 農地法第5条の許可について
8. その他
9. 農業委員会事務局職員
事務局 長 鎌田重美
局長 補佐 鈴木俊市
主 事 浅井和将
10. 会議の概要

<p>鎌田事務局長</p>	<p>委員の皆さんにおかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。</p> <p>ただいまから令和6年度第6回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>今回の総会は、報告事項が1件、議事案件が3件であります。では、始めに吉田会長からごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>吉田陽一会長</p>	<p>今日は、欠席者が多数おりますが審議を進めたいと思います。先週は、台風がいつ来るのか考えながら過ごしていました。昨日、台風は熱帯性低気圧に変わり、今度は雨が降って稲が倒伏して大変ですが、豊作を祈りたいと思います。</p> <p>先月の30日にJAの概算金が決まり1万6,800円、サキホコレが1万9,500円でした。</p> <p>肥料の高騰などで、農家も苦しく、やりくりも大変だと思っておりますが、今回、概算払いをこの程度上げてもらったことについては、良かったと思っています。</p> <p>先月の23日には、秋田県都市農業委員会会長会から秋田県知事に対する要望活動が実施され「大雨災害に対する支援」や「物価高騰対策」など、各市より出された11項目の要望について、手渡されました。</p> <p>また、当日に秋田県農業会議の会長職を29年間に渡り勤めてくださり、本年の6月21日をもって会長職を辞任されました二田孝治氏を慰労する会にも出席いたしました。</p> <p>このときは、本市の副市長をはじめ、この会からは鈴木孫城委員も出席しております。</p> <p>さて、9月に入り、いよいよ収穫の時期となりました。作業事故や熱中症に十分気を付けて安全に作業を行ってくださいようをお願いいたします。</p> <p>本日の議事案件等につきましては、よろしくご審議いただけるよう併せてお願いいたします。</p>
<p>鎌田事務局長</p>	<p>本日は4番の鈴木和俊委員、7番の三浦栄子委員、8番の原田智也委員、10番の武田一雄委員、11番の三村富美男委員から、欠席の届け出がありました。</p> <p>19名中、14名で総会の定足数に達しております。</p> <p>それでは、男鹿市農業委員会規則第10条の規定により、会長が</p>

鎌田事務局長	議長を務めることになっておりますので、議事の進行は、吉田会長にお願いいたします。
吉田陽一議長	男鹿市農業委員会規則第 19 条に規定する議事録署名委員について、どうお諮りしたらよろしいでしょうか。
	(議長一任の声)
吉田陽一議長	議長一任の声がありましたので議事録署名人には、6 番の清水司委員、9 番の鈴木孫城委員、よろしくをお願いいたします。
	なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐、浅井主事をお願いいたします。
	続きまして、農業委員会報告をお願いいたします。
浅井主事	8 月の農業委員会業務報告について、説明させていただきます。初めに 8 月 5 日、令和 6 年度都市農業委員会会長会事務局長会議を開催しております。
	8 月 6 日、第 5 回総会を開催しております。
	8 月 19 日、20 日にかけて、第 5 条関係の現地確認で五里合地区と北浦地区で、それぞれ実施しております。
	8 月 23 日、先ほど会長のご挨拶にもありました秋田県知事に対する要望活動及び二田前会長を慰労する会を開催しております。
	今後の予定になります。
	9 月 5 日、地区別市町村農業委員会会長・会長職務代理者・事務局局長会議を開催予定となっております。
	会長と鈴木局長補佐が出席予定となっております。
	10 月 8 日に第 7 回農業委員会定例総会を開催予定となっております。
	出席者等につきましては、記載のとおりです。
	報告は、以上です。
吉田陽一議長	事務局の説明について、何かございませんか。
	(無しの声)
吉田陽一	報告ですので、よろしくをお願いいたします。

議長	<p>続きまして、報告事項に入りたいと思います。</p> <p>ここでは、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、審議をお願いします。</p>
鈴木局長 補佐	<p>議案書の 1 ページをご覧ください。</p> <p>報告第 8 号、合意解約の案件です。</p> <p>申請番号 1 号、野石字宮沢新田 107、地目、田、面積 3,299 平米、渡人が野石の A、受人が野石の B、貸人の都合による合意解約で、この後、他の方へ所有権移転のため合意解約です。</p> <p>申請番号 2 号、北浦安全寺字大台野 69-1、地目、田、面積 2,239 平米、渡人が北浦の C、受人が船越の D、貸人の都合によるもので、親子間の使用貸借権の設定ですが、今回、この土地が E の橋梁補修工事に伴う仮設事務所等設置のため、一時転用するので重複契約にならないよう一旦解約するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
吉田陽一 議長	<p>ただ今の説明について、ご意見ございませんか。</p> <p>(会長が無いことを確認し)</p>
吉田陽一 議長	<p>無いようですので、議事に入ります。</p> <p>議案第 15 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
鈴木局長 補佐	<p>議案書の 2 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 15 号、農地法 3 条の案件です。</p> <p>申請番号 15、所有権の移転関係であります。</p> <p>野石字海老沢 3、他 2 筆、地目、田、面積計 5,023 平米、渡人が野石の F、受人が野石の G、渡人は経営規模の縮小、受人は渡人の要望により買い取るものであります。</p> <p>総額 70 万円であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
吉田陽一 議長 加藤和洋	<p>ただ今事務局からご説明ありましたが、ご意見ございませんか。</p> <p>受人の耕作面積は、自作地の 3 町程度ですが以前の面積のまま</p>

委員	になっている。
鈴木局長 補佐	解約の申請が無ければ、事務局で分かりませんのでシステムの数字が、そのままとなりますのでご理解ください。
吉田陽一 議長	いいですか。
加藤和洋 委員	はい。
吉田陽一 議長	続きまして、議案第 16 号、農用地利用集積計画（案）の諮問に対して審議を求めることについて、事務局より説明願います。
鈴木局長 補佐	議案書の 4 ページをご覧ください。 今回は、議案第 16 号の基盤強化法の案件です。 所有権移転が 2 件になっております。 申請番号 1 号、脇本富永字下谷地 51、他 8 筆、地目、田、面積計 3,326 平米、渡人が秋田市の H、受人が脇本の I、総額 40 万円の案件です。 渡人の農地の近くに農地を持っている受人がお願いされ、買うそうです。 申請番号 2 号、野石字宮沢新田 107、地目、田、面積 3,299 平米、渡人が野石の A、受人が野石の J、総額 98 万 9,700 円です。 これも渡人の要望で、手放したいので、今回の受人の J から買ってもらうべく申請したということです。 以上で説明を終わります。
吉田陽一 議長	ご説明ありましたが、何かご意見ございませんか。 (無しの声)
吉田陽一 議長	無しの声がありました。 申請どおりといたします。 続きまして、議案第 17 号、農地法第 5 条の許可について、お願いいたします。
浅井主事	資料 5 ページをご覧ください。

<p>浅井主事</p>	<p>農地法第5条、転用に関する議案です。</p> <p>初めに申請番号5号、五里合箱井字狼沢91-9、地目、畑、面積346平米、渡人が五里合のk、受人が五里合のL、育苗用土採取の一時転用となります。</p> <p>続きまして申請番号6号、北浦安全寺字大台野69-1、地目、田、面積2,239平米、渡人は北浦のO、受人が、男鹿市脇本のPとなります。</p> <p>別紙の図面をご確認ください。</p> <p>申請番号の位置図となります。</p> <p>申請箇所が、国道101と払戸琴川線のぶつかる、三角地帯から少し奥に入った位置になります。</p> <p>昨年、5条の転用で申請、一時転用の許可申請を許可しております対象地の隣の農地を拡充して、育苗土採取したいという転用申請となっております。</p> <p>図面の3ページをご覧ください。</p> <p>黄色と赤で着色している図面になりますが、黄色い箇所が昨年許可済みの箇所となっております。</p> <p>赤で着色している部分が、今回、新たに申請されている農地となります。</p> <p>申請番号5号の説明は、以上です。</p>
<p>吉田陽一 議長</p>	<p>本件は、現地確認しておりますので、現地確認いたしました4番の鈴木和俊委員、15番の伊藤賢一委員、説明を伊藤賢一委員にお願いいたします。</p>
<p>伊藤賢一 委員</p>	<p>それでは、私の方から報告いたします。</p> <p>8月19日、現地においては鈴木和俊委員と浅井主事、私の3名、そして、受人のLより2名が現地で立ち合いました。</p> <p>現地の周辺は、作物らしきものは一つもなく、ほぼ耕作放棄地で、風により砂が飛散しないような状態で、国道101号線へ出入りがあるのでカーブミラーが付いており、何も問題がないと思っています。</p> <p>この件につきましては、皆さんからご審議をいただきたいと思っています。</p> <p>以上でございます。</p>

吉田陽一 議長	<p>どうもご苦労様でした。</p> <p>今、伊藤賢一委員から、ご説明ございました件について、ご意見ございませんか。</p>
鈴木豊則 委員	<p>ちょっとだけ確認。</p>
吉田陽一 議長	<p>鈴木豊則委員。</p>
鈴木豊則 委員	<p>前に採取している黄色い部分、数量は同じ。</p>
浅井主事	<p>前回許可している部分が、令和 8 年の 7 月 31 までとなっており、今回の申請箇所が、令和 7 年の 7 月 30 日ということで 1 年ずれがある状態です。</p> <p>そこをLの代表取締役を確認したところ、前回の申請がちょっと余裕を見て長い期間で申請していた。</p> <p>今回、令和 7 年 7 月 30 日までの、申請で十分取りきれるという判断、ということで今回、1 年ずれるという形で申請が出ております。</p>
吉田陽一 議長	<p>いいですか。</p>
鈴木豊則 委員	<p>前に許可した所を今回申請分の後に採取するのかなと思ったので。</p>
吉田陽一 議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(無いことを確認し)</p>
吉田陽一 議長	<p>無いようですので、次をお願いします。</p>
浅井主事	<p>それでは、続きまして申請番号 6 号の図面の方をご確認ください。</p> <p>位置図になります。</p> <p>場所が、船川方面から北に向かい、なはげ大橋の手前にあります左側の農地となります。</p> <p>図面 6 ページをご覧ください。</p>

浅井主事	<p>対象農地は、2,239 平米ですが、うち、500 平米に鉄板を敷き、仮設トイレ、仮設ハウス、重機等の駐車場とする申請となっております。</p> <p>先ほど、18 条の解約にもありましたが、なまはげ大橋橋梁補修工事に伴う P の仮設現場事務所となる一時転用となっております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
吉田陽一 議長	<p>それでは、これを現地確認いたしました。</p> <p>今日、欠席の 10 番の武田一雄委員、13 番の目黒千衣子委員、説明を 13 番の目黒千衣子委員をお願いいたします。</p>
目黒千衣子 委員	<p>8 月 20 日に、浅井主事、武田委員と P で現地確認をいたしました。</p> <p>気になる所や危険な所もないものとして見てまいりました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
吉田陽一 議長	<p>どうもご苦労さまでした。</p> <p>説明について、何かご意見ございませんか。</p> <p>(無しの声)</p>
吉田陽一 議長	<p>無しの声がありましたので、申請どおりといたします。</p> <p>議事案件は、終わりました。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>その他に入りますが、事務局から何かございますか。</p>
鈴木局長 補佐	<p>その他の件ですが、私の方からご説明します。</p> <p>本日、皆様にお配りした案件ですが、農林水産課の方から意見聴取の案件が 2 件あります。</p> <p>まず、男鹿農業振興地域整備計画変更理由書と書かれました資料をご覧ください。</p> <p>この案件は、以前、脇本地区の基盤整備事業に伴う農業公社と地主の契約の案件について、意見聴取をしております。</p> <p>今回は、脇本地区の基盤整備事業は、当然、農用地区域で行われますから、現在、農用地区域から外れている箇所を農用地区域</p>

鈴木局長 補佐	<p>に編入するための意見聴取であります。</p> <p>農地利用計画変更で、変更面積が13万1,427平米、約13町歩の編入になります。</p> <p>現在、農業振興地域から外れている圃場を約13町歩、農用区域に編入いたします。</p> <p>それで、2ページから圃場毎、地番・面積等を挙げられていますが、一番わかりやすいのが最後の図面ですのでご覧ください。</p> <p>脇本本郷地区の基盤整備の箇所を示したものですが、このうち黄色で塗られた箇所、これが現在、農用区域から外れていますので今回編入させたい、とのことあります。</p> <p>それに伴い意見聴取を求められております。</p> <p>この案件に関する説明は、以上です。</p>
吉田陽一 議長	<p>事務局からご説明ありました。</p> <p>これについて、何かご意見ございませんか。</p>
加藤和洋 委員	<p>この対象者は、承諾をしていますか。</p> <p>一人も反対する人は、いませんか。</p>
鈴木局長 補佐	<p>承諾しています。</p>
吉田陽一 議長	<p>高橋委員、何かありませんか。</p>
高橋郁雄 委員	<p>この件については、事業計画に入る前にお諮りすべき案件ではないか。</p> <p>順番が逆な気がしますが。</p> <p>(発言多数)</p>
吉田陽一 議長	<p>こうして上がってきた以上、認めざるを得ないと思いますが。</p> <p>農林水産課には、こういう意見があったと伝えてください。</p>
鎌田局長	<p>これは、県の方で整備を行う所と農振法を所管する所と意思が通じておらず、どちらが先だという話がついていないため、前回取り下げた経緯があります。</p> <p>農林水産課をとおして県に確認させるため前回の諮問を取り下</p>

鎌田局長	<p>げております。</p> <p>整備を行う側では、事業採択にならなければ編入しなくてもいいでしょう。</p> <p>一方では、高橋委員の言うとおりに、農振地域の農用地区域だから整備するんでしょうと。</p> <p>お互い行き違いがあったもので、農林水産課で確認の結果、今月にお諮りすることになったものです。</p>
吉田陽一 議長	<p>次にいってよろしいですか。</p> <p>(異議無いことを確認し)</p>
吉田陽一 議長	<p>次をお願いいたします。</p>
鈴木局長 補佐	<p>もう1つ、意見聴取の依頼が来ております。</p> <p>トビラ1ページ目をめくっていただければ、農業公社との契約書とあります。</p> <p>4筆に関しては、北浦西水口字一向田84-1、84-2、127、130、Qの土地で、公社と契約を結ぶ内容になっており、次のページには、また公社とそれを請負うRとの契約になっております。</p> <p>この案件は、一番後の図面をご覧いただきたいのですが、どうしても基盤整備事業の図面は、法務局の地籍図の公図がベースになるので、わかりにくいのですが、なはげラインを北浦方面に向かい、八望台と野村に行く十字路で野村側に下がっていったところの沢が一向田になっております。</p> <p>これが、野村地区の基盤整備の当初、地主は自分が農家で無く荒らしている農地だったので、基盤整備計画には、同意せず、当初の整備計画からは、外れていた農地でした。</p> <p>このまま事業が進めば、誰もこれを農地としては使わない不換地として、一つにまとめられることになっていました。</p> <p>そこを、Qが購入して、基盤整備事業の中に繰り入れて欲しいということで、今回、この土地を基盤整備事業に取り入れるための契約の意見聴取です。</p> <p>ご意見の方よろしく申し上げます。</p>

吉田陽一 議長	事務局から説明がございましたが、これについて何かご意見ありますか。
鈴木豊則 委員	これは、耕作放棄地しないための手だてだということですね。
鈴木局長 補佐	そうです。
鈴木豊則 委員	それは、いいんじゃないですか。
吉田陽一 議長	では、そのようにいたしますので、よろしく願いいたします。 他にありますか。
	(無いことを確認し)
吉田陽一 議長	これで総会を終了いたします。 ご苦労様でした。